

特集 1： 民族自治・区域自治—その法制と適用運用実態—

中国における持続可能な発展と民族法治

小林 正典

はじめに

中国は1991年に各国に呼びかけて「発展途上国の環境と発展の部長会議」（発展中国家環境與発展部長会議）を招集し、「北京宣言」を発表した。翌1992年にリオ・デ・ジャネイロで「環境と開発に関する国連会議」が開催されると、当該会議で「環境と発展宣言」に署名した中国は、すぐさま専門家を集めて行動計画の取りまとめに着手し、その成果は1994年に「中国アジェンダ21」（中国21世紀議程）の形で公式に承認されている。そして1995年には、中国共産党14期5中全会閉幕時の江沢民講話において「持続可能な発展戦略」（可持続發展戰略）が国家戦略として打ち出された。このように、中国は早い時期から「持続可能な発展」の概念に理解を寄せ、それを共産党の政策とすり合わせながら、中国独自の思想に具体化する動きを進めてきた。

やがて中国のWTO加盟が現実味を帯びるようになると、様々な分野で中国特有のやり方を国際標準に合わせていく必要が高まり、国民経済および社会發展の理論的基盤として「持続可能な発展」の概念が重要性を増していく。その結果、2000年以降は「持続可能な発展」が最も重要な政策課題として浮上し、各方面からの研究も進展し、2003年にはそれらの集大成として「中国の21世紀初頭における持続可能な発展のための行動綱要」（中国21世紀初可持續發展行動綱要）が國務院でとりまとめられるに至った。

一方、1978年の11期3中全会で確立された「法治」に関する「十六字の方針」は、改革開放以降の中国の法制建設を推進する上での基盤となり、やがて1997年の中国共産党15回大会で「依法治国¹」、「社会主義法治国家建設」の形で党の基本政策として表明され、1999年にはこれらの文言が憲法に盛り込まれた。

その頃、民族政策に関連する法律制度の分野では、1984年に立法化された民族区域自治法の抜本的な改正が論議されていた。同法の改正は、当初、市場経済体制の進展に合致しない条項を改めることが目的であったが、西部大開發の開始とともにその内容は若干変容し、結果的に改正後の民族区域自治法（2001年）は、立法作業の最終段階で当初の草案にはなかった西部大開發に関連する条項を数多く取り入れることとなった。これらの条項の中には、国連開発計画（UNDP）の「人間開発」（Human Development）の考え方を中国の実情に合うように調整して取り入れたものが少なくなく、WTO加盟を円滑に進めるために開発の概念を国際的潮流へ接近させた感がある。

その後「持続可能な発展」の概念は、胡錦濤が打ち立てた「科学的發展觀」（科学發展觀）の重要な構成要素に位置づけられ、2005年に制定された民族区域自治法の実施規定では「持続可能

な発展」の実現に関する条項が盛り込まれた。そこでは「人をもって中心とする」（以人為本²）の思想に基づき少数民族地域における教育・就業問題に重点がおかれ、少数民族地区の文化の振興についても具体的な条項が設けられる等、「科学的発展観」に合致する内容になっている。

現代中国の民族政策と法律制度を考える上で「持続可能な発展」と「依法治国」はきわめて重要なキーワードであり、これらは習近平政権における国家戦略にも組み込まれているが、少数民族地域の自治のあり方については研究者の間で意見が分かれている。そこで本稿では、中国の「持続可能な発展戦略」と「依法治国」の沿革と特色を整理し、その中で法律制度がどのような役割を担ってきたかを概観した上で、民族法制³から民族法治⁴への移行と民族区域自治をめぐる学説の状況について考察する。

1. 中国における「持続可能な発展」の概念

（1）中国における「持続可能な発展」の概念の受容

1987年に「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が、『われら共有の未来』（Our Common Future）で「持続可能な発展」（Sustainable Development）を提示して以来、この概念が新しい社会変革の思想として世界的に普及してきた⁵。当時の中国は、鄧小平の号令によって中国が改革開放路線を突き進むにつれて環境破壊の問題が深刻化の様相を呈しており、かかる情勢の下、国務院は「アジェンダ21」（Agenda21）の採択に先行する1990年12月5日に「さらに環境保護工作を強化することに関する決定」を打ち出した。翌1991年6月19日には「発展途上国の環境と発展の部長級会議」を開催して「北京宣言」を発表し、同年8月29日には環境保護監理の実効性を高めるために国家環境保護局が「環境監理工作暫行辦法」を制定している。そして、同年10月23日に国家民政部の認可によって「中国社会発展科学研究会」（1995年5月10日に「持続可能な発展研究会」へと名称変更）が創設され、1992年1月14日には北京人民大会堂で同研究会の設立大会が開催されるに至った。

1992年6月の地球サミットで「アジェンダ21」が採択され、リオ宣言に署名をした当時の首相である李鵬が号令を発して「中国アジェンダ21の優先プロジェクト計画」が制定され、2年後の1994年3月25日に李鵬が主催する国務院第10次常務委員会で「中国アジェンダ21」が採択された。地球サミットの後、中国が遅滞なくプロジェクトをスタートさせたのは、李鵬が「持続可能な発展」の概念を高く評価したことによるものと推測される。

とはいえ、この概念が中国で紹介された当時は、環境問題の解決を図るための新しい考え方として紹介されたにすぎなかった⁶。それが環境だけでなく経済と社会の変革につながる国家戦略に変化するのには、「経済成長方式を粗放型から集約型に転換する」旨を提起した1995年の共産党14期5中全会閉幕時の江沢民講話⁷において、「持続可能な発展戦略」が中国の現代化建設に関する戦略に位置付けられて以降である。

（2）「持続可能」な発展戦略の提起

2000年11月の15期5中全会が採択した「中国共産党中央の国民経済及び社会発展の第10次5カ年

計画の建議」は、中国がWTO加盟を目前にして国際化に歩み出す最初の5ヵ年計画であり、その中で「持続可能な発展戦略を実施することは、中華民族の生存と発展に関係する長期の大計である」と明示されている。また2003年1月14日には、「持続可能な発展」をさらに推進する重要な政策文書として「中国21世紀初頭における持続可能な発展の行動綱要を印刷発行することに関する通知」が国務院から発布され、目標、重点領域及び保障措置が提起された。

胡錦濤政権下で「科学的発展観」が打ち出されると、その核心が「人をもって中心とする」となり、「全面協調の持続可能な発展観」は「科学的発展観」の基本的要求として位置づけられた。ここに至って「持続可能な発展」の概念は、完全に中国の特色を有する思想にまとめ上げられ、国家戦略の核心部分を構成するようになった。2012年6月12日には「中華人民共和国持続可能な発展報告」が対外的に正式に公布され、同月20日から22日にかけてリオ・デ・ジャネイロで開催された「持続可能な発展の国連会議」（リオ+20）において、20年間の成果と今後の展望について報告が行われた。習近平政権に移行した後、2015年10月26日から同月29日にかけて開催された第18期五中全会では「小康社会⁸の全面的完成についての新たな目標」が示され、「五大発展理念」の中でも「持続可能な発展」を維持すべきと明示されている。

中国における「持続可能な発展」の概念は、1992年のリオ宣言で提起された内容を中国の実情に合致するように修正されたものであり、表面的には大衆の参加を掲げるものの、実質的には草の根の民間活力に依拠した自助努力や大衆の参加を基礎にするものではない。「持続可能な発展戦略」は、共産党の指導体制を持続可能にするための国家戦略と言い換えることもできる。そして、関連する重要な公文書では、「持続可能な発展戦略」を法律法規によって推進する旨が定められている。このような点に鑑みつつ、以下では「中国アジェンダ21」、「持続可能な発展の行動綱要」、「持続可能な発展の国家報告」の概要を見ながら、中国の「持続可能な発展戦略」の中で法律法規が担う役割について概観する。

2. 「持続可能な発展」に関する重要文件と法律法規

(1) 「中国アジェンダ21」と法律法規

「中国アジェンダ21⁹」は、リオ宣言で採択された「アジェンダ21」に賛同し、自ら履行するために承諾して制定した中国の持続可能な発展の全体戦略及び政策、措置の方案である。また、中国の国民経済及び社会発展における長期計画の指導性公文書であり、中国が国際環境及び開発協力に参加するために原則的立場と基本政策を確定したものである¹⁰。

「中国アジェンダ21」の主な戦略目標は、①経済の素早い成長の保持及び科学技術の進歩と労働者の資質向上に依拠した絶え間ない発展の質を改善すること、②社会の全面的発展と進歩を促進し持続可能な発展の社会的基礎を確立すること、③環境汚染を規制して生態環境を改善し、持続的利用可能な資源の基礎を保護すること、④国家の持続可能な発展の政策体系と法律体系の確立等¹¹が挙げられ、第2章「中国の持続可能な発展の戦略と対策」の中では、法律の機能に関して具体的な規定¹²が数多く盛り込まれている。第3章は「持続可能な発展に関連する立法と実施」として独立した章を設けられたものであり、序文の3.1では「持続可能な発展に関連する立法は、

持続可能な発展戦略と政策の定型化、法制化の道のりであり、持続可能な発展に関連する立法の実施は、持続可能な発展戦略を実現に付する重要保障である。今後の持続可能な発展戦略と重大行動において、関連する立法と法律法規の実施は重要な地位を占めている」と強調されている。また、これらの他に、4章から20章の各章においても立法の制定及び実施をすべき旨が規定されている¹³。

潘宗靈は以上の点をふまえた上で、法律とは何か、特に法律はいかなる役割を有するか、という二つの問題に「中国アジェンダ21」が関連すると指摘し¹⁴、前者についてR・パウンドの『法理学¹⁵』とL・L・フラー『法律的道徳性¹⁶』を例示しながら、法律を一種の規範または規則と解釈するのは法律の静態的概念から説明するものであり、法律の動態的概念からいうと、それはただ単に法律規範又は規則のみを指すものではなく、例えば多くの欧米の法学者がいうところの一種の「過程」あるいは「事業」であるとする。その上で「これはまた言い換えれば、法律の制定から社会の実生活における法律の実行（執行、適用）に至るまでの全ての活動がみな法律概念の範囲に属することである。それゆえ、法学者もまた往々にして『紙の上の法律』と『行動における法律』とを区分する」「法律には同様に理論と実践が食い違う現象が存在する」とし、「中国アジェンダ21第3章の立法と実施は、動態的な法律の概念として理解することができる」と説明する¹⁷。

潘宗靈は、法律はいかなる役割を有するかについても、次のように言及する。「法律が持続可能な発展を保証しなければならないという意味は、法律が持続可能な発展を促進するというこの目的の手段に他ならないということである。ただし注意すべきことは、ここでいう法律とは一種の手段、道具であって、決して人や世間との接し方の方法あるいは実験室における器具といった意義を指すのではない」「法律を一定目的を達成する手段として論じると、目的と手段は相対的であり、時には相互に転化しうるものである。例えば、社会、経済の持続可能な発展は、逆に法律の発展及びその実施を促進する。さらに、法律は一定の目的を実現する手段というだけでなく、同時に、それ自体も特定の価値を持っている¹⁸」。

そして、「中国アジェンダ21」を実現する過程において、「特別に法律の機能を重視すべきであるが、また法律万能論の傾向を防止すべきでもある」と述べた上で、「中国アジェンダ21」の本文に「21世紀において、中国は中国アジェンダ21の実施に努め、持続可能な発展の道を進む」という文言を補充すべきとし、「法律はこの広大な事業において大きな役割を担うであろう。それゆえ中国アジェンダ21の実施と中国の法治社会の形成は並行して発展し、相互に促進するものである」と結論付けている¹⁹。

1992年の国連環境開発会議から10年余りが経過し、国務院は2003年1月14日に「中国21世紀初頭における持続可能な発展の行動綱要」（以下、「行動綱要」）をまとめ、各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各及び委員会、各直属機構に宛てて通知を發布した。中国における「持続可能な発展戦略」は、政策体系を優先し、法律体系については後手に回る結果となったが、その後中国は「持続可能な発展」の概念を国家戦略に取り入れ、さらに「依法治国」を推進していく。潘宗靈は、「持続可能な発展」の概念を環境問題の領域を踏み越えて法治社会の形成と関わらせて評価したが、その後の中国の歩みを概観すれば、法律が「持続可能な発展戦略」を実現する手段として機能したことは事実である。しかしながら、「依法治国」の推進が、中国における法律

の発展及びその実施を促進したか否かについては、意見が分かれるところである。

(2) 「持続可能な発展の行動綱要」と法律法規

「行動綱要」は、中国の持続可能な発展の目標、重点領域及び保障措置を提起し、持続可能な発展をさらに推進する重要な政策文書である。全面的に「持続可能な発展戦略」の実施を推進するために、21世紀初頭において中国が実施する「持続可能な発展戦略」の目標、基本原則、重点領域及び保障措置が盛り込まれ、中国の国民経済と社会発展の三段階戦略目標の順調な実現を保証する旨を明示し、全体を通じて法律法規の構築、整備、実施が強調されている。

まず全体の構成は、第一部分「成果と問題」、第二部分「指導思想及び目標と原則」、第三部分「重点領域」、第四部分「保障措置」に分かれていて、第一部分の「成果と問題」では、「持続可能な発展」の能力建設の分野について「各地区、各部門は、すでに持続可能な発展戦略を各級各類の企画と計画の中に組み入れており、全国人民の持続可能な発展の意識は明らかに高まっていて、持続可能な発展と関連する法律法規が相次いで登場し、絶えず完備、実行されるようになった」と評価する。その上で、「わが国の持続可能な発展戦略を実施する分野においては、まだなお幾多の矛盾と問題に直面している」と指摘し、「一部現行の政策及び法規と持続可能な発展戦略を実施する実際の需要との間の矛盾等」を例示する。その上で、早急に解決を要する主な問題点を列挙し、資源管理と環境保護の立法と実施の不足等を指摘する。

第二部分では、「持続可能な発展戦略」の指導思想として、根本的な四つの出発点（「人をもって中心とする」を堅持すること、人と自然の調和を主線とすること、経済発展を核心とすること、人民大衆の生活の質を高めること）を列挙し、発展目標の一つとして「整った持続可能な発展の法律法規の体系を形成する」ことが示されている。また基本原則の中では「積極的参加、広範な協力の原則」として、「対外開放と国際協力を強化し、経済のグローバル化に参加し、国際、国内の二つの市場と二種の資源を利用し、より大きな空間的範囲内で持続可能な発展を推進する」点が記されている。これらの記述は、中国がWTOへの加盟を契機として、UNDP等の開発の国際的潮流に国家の政策を近づけること示すものと解される。

第三部分では重点領域として、経済発展、社会発展、資源の最適配置及び合理的利用と保護、生態の保護と建設、環境保護と汚染防止処理、能力建設の6項目が示され、資源の最適配置及び合理的利用と保護、能力建設の項目では、法律法規の構築・整備・執行が重点的に示されていて、「中国アジェンダ21」の第四部「資源の合理的な利用と環境保護」における法律の役割りをより発展させた内容になっている。特に能力建設については、人口・資源・環境の法律制度を構築して完備すること、法律執行の力を強化することが挙げられ、「持続可能な発展」の立法と実施については四つの項目²⁰が列挙されている。

第四部分の保障措置は、「中国アジェンダ21」で十分に盛り込めなかった事項を補足するものである。「行動綱要」では「新世紀の国際国内環境に対し、当該綱要において提起された各目標を実現するために、行政、経済、科学技術、法律等の手段を講じ、部門の協調を強化し、融資ルートを開拓し、科学技術教育の支えを拠り所とし、法律制度を整備する等の分野から現実に見合う有効な保障措置を講じ」なければならないと規定し、そのための運用手法として、行政手段²¹、

経済手段²²、科学技術教育手段²³、法律手段、模範提示手段²⁴、国際協力²⁵が示されている。

ここでの法律手段とは、「持続可能な発展戦略」を実施する法制化の水準を高めることを指し、引き続き「持続可能な発展」の分野の立法工作を増強すること、関連する一連の制度の建設と規準制定工作をしっかりと行うこと、社会全体の公共監督と法制化の管理水準を大いに高めることをいう。また国際協力については、「行動綱要」を締めくくる形で「国際協力を強化し、持続可能な発展のために良好な国際環境を創造する」旨が示されている。

以上から明らかなように、「行動綱要」は、特に法律法規の構築・整備・執行の面での強化を図り、それを政府から各省、自治区、直轄市人民政府、國務院各部及び委員会、各直属機構に向けて徹底させることを主な狙いとするものであり、国際協力への関与についての記述も盛り込まれている。筆者は中国の10次5カ年計画の綱要と民族法制の特質を考察した先行研究の中で、中国が内需拡大を重視しながらも、経済成長一辺倒ではなく構造調整の関連から「持続可能な発展」の実現を目標としている点で、「中国アジェンダ21」に国連開発計画等で提唱されている「人間開発」等の国際的潮流を反映した感がある点を指摘した²⁶。「行動綱要」は、その内容に鑑みると、「中国アジェンダ21」よりも踏み込んで「人間開発」の理論を参酌していると思われ。「行動綱要」は、2000年頃から西部大開発が国家プロジェクトとして推進され、少数民族地域に関する研究と政策が大いに進展した時期にまとめられたものであるが、「民族」に関する記述は皆無であり、「自治」についても「自治区」という言葉以外に用いられていない。それゆえ「行動綱要」の発表は、「持続可能な発展戦略」と少数民族地域の経済及び社会発展や民族区域自治との関係性について、あらためて疑問を生起させることとなった。

(3) 「持続可能な発展の国家報告」と法律法規

2012年6月20日から22日にかけて、「リオ+20」が開催されるのを見越し、2011年4月、中国政府は国家発展改革委員会、外交部、科学技術部、財政部及び環境保護部を核心的単位とし、29部門で組成される「国連持続可能な発展会議中国設立準備委員会」を設立した。会議への準備作業を確実にを行うため、同年7月に委員会は「中華人民共和国持続可能な発展国家報告」（以下、「国家報告」と略称する）の編纂グループを組織し、全面的に「国家報告」の編纂工作を始動させた。「国家報告」は、中国が実施する「持続可能な発展戦略」に関し、2001年以降の活動内容とその進展を総括するものであり、八つの章²⁷と33の節によって構成される²⁸。

「国家報告」は、環境問題から科学技術に至るまでさまざまな課題を取り扱うが、第一章総論では、第一節で中国の持続可能な発展の総体的進展がまとめられ、冒頭の一において「中国はたえず持続可能な発展の内包²⁹を豊富にして発展させる」として「持続可能な発展戦略」の継続性を明示した上で、以下の総括が行われている。

「新世紀に入り、中国はいつそう持続可能な発展の内包に対する認識を深化させ、2003年に人をもって中心とする、全面協調の持続可能な発展の科学的発展観を提起した。科学的発展観は、中国が基本的な国情に立脚し、発展の実践を総括し、国外の経験を参考にして、新しい国内外の発展情勢に適応する上で提起すべき重大な理論であり、中国人民の知恵の結晶であり、中国の経済社会発展の指導思想である。」

また「持続可能な発展」と法律法規の関係については、「国家報告」の同章同節の三「中国の持続可能な発展戦略の実施を推進する主なやり方」の2「政策法規を完備することを堅持し、能力建設を強化する」に以下の記述がある。

「中国政府は、持続可能な発展戦略の要求に照らして、相次いで一連の関連する法律法規を公布、実施し、改正した。環境立法において、予防を主とする原則を強調し、初歩的にソースリダクション(Source Reduction)³⁰、プロセス制御(Process Control)³¹及び末端整備(End of Pipe Treatment)³²の全過程管理(Total Process Management)³³の構想を形成した。」

また、第六章の「持続可能な発展の能力建設」の第四節「法律法規体系を構築して整備する」では、「資源環境の法律法規体系を完備することは、人と自然の調和、経済社会と人口資源環境の協調発展を実現する堅固な保障である。不断の努力を持続することを通じて、法律法規体系は日増しに整う」と述べられている。その上で、「資源環境法律体系の基本的構築」に関しては、次のように経過が示されている。

「2000年以来、中国は法律を通じて資源環境を保護し、持続可能な発展を実現することをよりいっそう重視している。10年間で全国人民代表大会常務委員会が採択した資源環境系法律は28件、土地管理法、森林法、水法等の多くの法律を改正した。国務院が制定した資源環境系行政法規は39件、海岸工程建設プロジェクトの汚染損害を防止する海洋環境管理条例、放射性同位素と放射線装置の安全及び防護条例等多くの行政法規を改正した。この他、国務院の関連部門、地方人民代表大会及び政府が、具体的な状況に結び付けて大量の部門規章及び地方性法規、規章を制定した。」

このような経緯を明らかにしながら、「国家報告」は、「憲法を拠り所とし、関連の資源環境法律を基礎とし、行政法規を主幹とし、地方性法規及び規章を補充とし、比較的完備された資源環境法律体系は、すでに基本的に建立している」旨を強調する。しかしながら、「国家報告」には資源環境以外の法律分野に関する記述が少なく、この点は「行動綱要」と大いに異なっている。

以上の他、「国家報告」の第一章第一節三の2「政策法規を完備することを堅持し、能力建設を強化する」の中では、「科学技術の支えに依拠して持続可能な発展を堅持し、絶えず関連領域の科学技術投資と科学技術人材の育成を拡大させる。メディアの宣伝、教育訓練等の各種経路を通じて、社会全体に持続可能な発展の理念を広く普及させ、社会団体と大衆の積極的参加を導く。マスメディアの監督メカニズムを整備し、持続可能な発展が予定通りの成效を収めることを保障する」として、あくまでも国家が主導する「持続可能な発展」の思想が展開されている。

このような記述の内容は、明らかに草の根の活動から大衆の参加を導き出すアプローチとは異なるものであり、総じて「国家報告」で記述される「持続可能な発展」の思想は、中国がWTOへの加盟を契機にUNDP等の開発の国際的潮流に接近を試みた頃とは異なり、逆に国際的な潮流から遠ざかるものとなっている。

中国では、民主集中制の下、上意下達の仕組みの中でしかNGO、NPO、一般の住民は活動することができないのが実態であり、それゆえ、中国における「持続可能な発展戦略」の推進を担うのは、基本的に政府機関、地方公共団体、企業及びこれらと密接に関連する団体に限られる。その他のNGO、NPO、一般の住民等は、国家の政策に主体的に関与すること自体容易ではなく、

中国本土以外の団体や活動家になるとよりいっそう活動範囲は限定され、規制は強化される方向に進んでいる。

例えば、2015年4月20日、常務委員会第14回会議は、「境外非政府組織管理法草案」に対して二次審査（二審）を行ったが、草案二審稿によると、国務院が別に定める場合を除き、境外非政府組織及びその代表機構は、中国境内で分支機構を設立してはならないと規定する。これにより、境外非政府組織が中国境内で臨時的活動を展開するには、業務主管単位の同意を経て、かつ登記管理機関に臨時活動許可を申請しなければならない。これに対しては、2016年4月25日の同委員会の三次審査で意見が出され、草案三審稿では、境外非政府組織が臨時的活動を展開するには、中国側の合作単位が、国家の規定に照らして審査承認の手続きを行い、かつ臨時的活動を展開する15日前に所在地の登記管理機関に届け出して受理されなければならないという内容に修正された³⁴。いずれにせよ、中国本土以外の団体や活動家は、基本的に自由な活動自体容認されていないのである。

また、「国家報告」の中では、「行動綱要」には盛り込まれていなかった民族関係の記述がある。具体的には、第三章「人の発展と社会の進歩」の第二節「人の総合的資質を向上させることに力を注ぐ」の中で、「文化は民族凝聚力と創造力の重要な源泉である」と強調し、教育経費の少数民族地区への傾斜や少数民族文化遺産を救護し保護することに特に力を入れる旨が記されている。このように、「国家報告」では「民族文化」についての記述が盛り込まれたのに対し、「自治」については「行動綱要」と同様に全く言及されていない。

「国家報告」に関しては、総じて開発の国際的潮流から遠ざかるような記述が目立つのであるが、このような動向に呼応するかの如く、最近では後述の通り民族区域自治の希薄化につながる新たな視点を提起する見解が登場し、「依法治国」の推進に伴って民族法制ないし民族法治のあり方に一定程度の影響を及ぼしている。そこで次章では、中国における「依法治国」の沿革について概観し、中国における「持続可能な発展」と民族法制の関係を整理した上で、民族法制から民族法治への移行と「持続可能な発展」の関係について若干の検討を行うこととする。

3. 「依法治国」と民族法治

(1) 「依法治国」の沿革

文化大革命の頃に停止した民族工作は、改革開放の後、比較的早い段階から活動を再開する。1984年の民族区域自治法制定に至る原動力としては、「法治」に関する「十六字の方針³⁵」を挙げることができよう。これは、1978年12月22日に11期3中全会が打ち出した方針であり、董必武が1956年に提起した考え方に由来するものである。

「法治」に関する方針は、1997年の15回党大会で「依法治国」、「社会主義法治国家建設」の基本政策として表明され、1999年には憲法第5条に「中華人民共和国は依法治国を執行し、社会主義的法治国家を建設する」との条項が設けられた。しかしながら、「依法治国」に関する共産党の見解が最終的に確定するのは、2014年10月23日に「依法治国の全面的推進の若干の重大な問題に関する中国共産党中央の決定」（以下、「依法治国の決定」）が18期4中全会で採択された時点で

あるといえよう。

1999年に「法治」の文言が憲法に盛り込まれてから15年を経てまとめられた「依法治国の決定」は、1万7千字にも及ぶ大部なものであり、冒頭で「中国の特色ある社会主義法治の道を歩むことを堅持し、中国の特色ある社会主義法治体系を作り上げる」旨を掲げ、「依法治国は、中国の特色ある社会主義を堅持し発展させる本質的な要請、重要な保障であり、国家の統治体系と統治能力の現代化を実現するための必然的な要請であり、中国共産党の執政興国、人民の幸福平安、党と国家の長期的安定にかかわる」とする点は、従来の党の方針と変わるところはない。ただし、「小康社会を全面的に作り上げ、中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現し、中国の特色ある社会主義制度をいっそう全面的に改革、完備、発展させ、党の執政能力と執政水準を向上させるには、依法治国を全面的に推進しなければならない」と強調する記述からは、法律制度についてはある程度完備されたものの、「人治」に対する「法治」については、まだ不完全であることを問題視していることがうかがえる。そのことは、「依法治国の決定」で「同時に、党と国家の事業発展要求を相比べ、人民大衆の期待を相比べ、国家の統治体系と統治能力を推進する現代化目標とを相比べると、法治建設にはまだ多くの不適応、不適切な問題が残されている」と指摘する点からも窺い知ることができるのであるが、ここでいう多くの不適応、不適切な問題が何かについて、「依法治国の決定」は次の点を列挙している。

第一に、法律・法規の一部に、客観的な法則と人民の願望が全面的に反映されていないものがあり、対象性や操作性が強くなく、立法工作における部門化の傾向、権力争いや責任逃れの現象が際立っていること。第二に、法があっても守らない、法の実施が厳しくない、違法行為の追及が不十分といった現象がかなり深刻であり、法執行体制の権限と責任が見合っていない、法執行の責任が一本化されていない、法執行が選択的といった現象も今なお存在し、法律の執行や司法が規範性、厳格性、透明性、文明性を有しない等の現象がかなり目立ち、民衆の法律の執行、司法の不公平、腐敗の問題に対する意見は非常に強いこと。第三に、一部の社会の構成員の法律の尊重、信頼、順守、運用、法律による合法的権益の保護の意識が低く、一部の国家公務員とりわけ指導幹部は、法に依って職務を遂行する観念が薄く、能力が足らず、法を知って法を犯す、言葉によって法に替える、権力によって法を押さえつける、私益のために法をまげる等の例があること。

現在の習近平体制は、「刑不上常委」（刑罰は党の常務委員に及ばないの意）を根本的に改め、命を賭して腐敗・汚職の問題と闘う決意を示すため「虎（大物幹部）もハエ（下級官僚）も同時に叩く」のスローガンを掲げて、問題のある幹部に対して攻勢を強めてきた。幹部の腐敗と汚職の問題の解決を図るために、「有法不依、執法不嚴、違法不究³⁶」の現状を「有法必依、執法必嚴、違法必究³⁷」に変革しようとする試みは、基本的に「法治」に関する「十六字の方針」に基づきながらも、これまでの指導体制よりも踏み込んで「人治」による国家統治から「法治」による国家統治への体制転換を推進するものである。換言すると、少数民族の内部関係についても人治を改めさせ、少数民族の掟・規則・慣習・慣習法を含む伝統規範を優先するのではなく、あくまでも国家法律制度に基づく統治を進めていく感がある。少数民族幹部が伝統規範に依拠して私腹を肥やすような統治のやり方については、根絶しようとする意図が垣間見える。

ちなみに中国の周縁異民族統治の特性を歴史的に見ると、中華思想の枠組みの中で、属人法主義と属地法主義の併用が知られている³⁸。そして、羈縻政策³⁹、土司政策⁴⁰、和親政策⁴¹が採られ⁴²、現地の内部問題をその地の支配者に委ねる間接統治の形態を採るのが古来採用されていた民族政策の特徴であり、少数民族統治が問題なく実践されておれば、仮に少数民族の内部関係が「人治」によって統治されるにせよ、中央は必要に迫られない限り内部の問題に立ち入らない。しかしながら、「依法治国の決定」の内容は、少数民族の内部関係にまで介入し、法律制度に依拠した統治を徹底する狙いがあるものと解される。

(2) 「持続可能な発展」と「民族法制」

中国では改革開放の直後から、民族関係に関する法律分野について「民族法治」ではなく「民族法制」の用語が使用されてきた⁴³。中国で「法制」の用語は、第一に法律制度、第二に立法・司法・執法・守法及び法律実施に対する監督、第三に法に依って物事を処理することとして使用され、「法治」という場合は、「人治」に対する概念として使用される傾向がある。1984年には民族区域自治法が制定され、民族法制が現実的に機能し始めたが、中国が経済政策の中に市場原理を導入するにつれて、予算外資金や乱収費の問題に対応する形で分税制が導入され、立法法の制定によって地方性法規と国家制定法との抵触関係に関する規制が明確化される等、中央と地方の財政関係に新たな変化が生じ、しだいに民族区域自治法が現実の状況に適合しないという欠陥が指摘されるようになった。

2001年2月28日には、第9期全人代常務委員会第20回会議で『中華人民共和国民族区域自治法』の改正に関する決定が採択され、同日に公布、施行となる。改正後の民族区域自治法は、改正前の67箇条から74箇条へと条文が増加し、同45条は「民族自治地方の自治機関は、生活環境及び生態系を保護し、改善し、汚染及びその他の公害を防止し、人口、資源及び環境の協調発展を実現する」として、「持続可能な発展戦略」の要点を盛り込んでいる点は画期的であったが、2000年から開始された西部大開発に関する条項が少なく、必要な予算を配分する個別具体的な法制度が不十分であり、自治権の侵害を防止する規定や罰則規定を欠いていた。また、民族自治地方の自治権は、内部事務を自主的に管理する権限にすぎず、同法6条3項、25条（憲法118条1項）、29条においても、「国家計画の指導の下」で経済建設の事業計画や基本建設プロジェクトの割り当てを自主的に行う旨を規定するにすぎなかった⁴⁴。

2005年の5月19日には、中華人民共和国国務院令第435号として『中華人民共和国民族区域自治法』を実施する若干の規定⁴⁵（以下、「実施規定」）が公布され、同月末から施行された。全部で35箇条から成る「実施規定」は、経済と社会の発展に関するものが23箇条を占め、その中で経済の条項は14箇条を数え、上級人民政府の民族自治地方に対する援助と支援が突出している。また、民族区域自治法第6章の「上級国家機関の職責」の条項に対しては、上級国家機関が民族自治地方の経済及び社会の発展を援助し、支援する旨の各条項をより細分化した内容が盛り込まれた⁴⁶。「実施規定」の内容を概観すると、第一に少数民族と民族地区の発展を速めるというテーマが突出していること、第二に「科学的発展観」を貫いていること、第三に「和諧社会」（調和のとれた社会の意）を作り上げる要求を強調すること、第四に「小康社会」を全面的に建設する

壮大な目標を体現すること、これら四つの点を指摘することができる⁴⁷。

そして、「実施規定」の第5条は、上級人民政府とその職能部門の経済及び社会発展における中長期計画の立案に関し、民族自治地方と民族工作部門の意見を聴取し、民族自治地方の特徴と需要に基づいて、①民族自治地方がインフラ建設及び人的資源開発を強化する、②対外開放を拡大する、③経済構造を調整して優良化する、④合理的に自然資源を利用して生態建設と環境保護を強化する、⑤経済、教育、科学技術、文化、衛生、体育等の各事業の発展を速める、といった要点を列挙し、さらに「全面的に調和の取れた持続可能な発展を実現する」ために上級人民政府が民族自治地方を援助しなければならない旨も明示された⁴⁸。このように、「実施規定」は「持続可能な発展」の思想に立ちながら、以下の諸点から「人間開発」の思想に接近しつつ、その実効性を高めようと試みるものである。①財政面で民族自治地方に対する支援を詳しく規定している点。②「持続可能な発展」の実現に関する条項を盛り込む点。③「人をもって中心とする」の思想に基づき少数民族地域における教育・就業問題を重視するとともに、科学技術及び文化の振興に具体的な条項を設ける点。④「実施規定」に罰則条項を盛り込んで民族区域自治法に実効性を付与する点。

「行動綱要」においては、「民族」や「自治」について一行も記述されていないことから、「持続可能な発展戦略」と少数民族地域の経済及び社会発展や民族区域自治との関係について疑問が残る結果となったが、「実施規定」の制定によって、民族法制の分野においても「人間開発」等の国際的潮流に歩み寄りを見せていることが確認された。

しかしながら、中国経済が拡大するにつれて、国際的潮流への接近を試みてきた中国政府の方針は、むしろ自らが世界の基軸となって規準を作り出す逆の方向に転じていく。このような流れに呼応するかの如く、次節で述べる通り、民族区域自治の希薄化につながる議論が登場するようになった。

(3) 民族法治への移行と「持続可能な発展」

中国では、建国以降、民族政策のあり方をめぐって、常に二つの考え方の間で見解が分布する。一つは、少数民族の独自性を重んじる考え方であり、もう一つは、少数民族を中華民族に同化させる考え方である。また、少数民族の独自性を重んじる考え方に立っても、時間の経過とともに中華民族への同化をめざす見解がある。現在、民族区域自治制度の存続を肯定する見解は、基本的に少数民族の独自性を重んじるか、あるいは当面の間は少数民族の独自性を容認する立場のいずれかであるが、民族区域自治制度の構成要素については、「民族区域自治制度に不可欠な三要素は少数民族、自治機関、自治権」とする説⁴⁹や「民族区域自治は、民族自治地方、区域自治を実行する民族、自治機関、自治権、自治条例の五要素で構成される」とする見解⁵⁰等に分かれている。

改革開放以降、民族法制の研究は、基本的に民族区域自治制度を擁護する立場を堅持してきた。中国がWTOの加盟をひかえ、西部大開発に着手した2000年前後は少数民族研究が奨励され、少数民族の独自性を擁護する観点から民族区域自治法の問題点を指摘する研究が目立つようになってきた。

しかしながら、中国のWTO加盟が現実となり、2001年に民族区域自治法が改正されて以降、民族区域自治制度の根本的な変革につながるような問題提起が散見されるようになった⁵¹。たとえば、朱倫は、民族関係をうまく治めるために各民族が仲睦まじくするのが道理であり、公民個人の権利保障と民族集団の権利利益の保護との対立を有効に協調させることとする。その上で、中国の民族政治の実践は「民族文化自治」でなければ、「民族領土自治」でもなく、これらと全く異なる「民族共治」とし⁵²、民族自治地方における自治権の希薄化にもつながる見解を公表して注目を集めた。また、杜宴林と才聖は、現行の民族区域自治制度は伝統的な辺疆統治の経験を手本にし、別の面では旧ソ連が経験した変更のきかない区分を踏襲したものであり、反現代性と非共和制を帯びていると指摘する⁵³。さらに張殿軍も「民族自治地方自治権の設計の出発点と着地点は『統一と自治』であって『集権と分権』ではない。少数民族の政治参加の能力と水準を高め、自治の境界を越え、国家のアイデンティティを強化し、民主共治を実現しなければならない⁵⁴」とする等、新たな視点を提起している。

以上の他、胡鞍鋼、胡聯合が提起する「第二代民族政策⁵⁵」をめぐる論議も注目されている。これはまず、旧ソ連の民族政策をモデルとする民族区域自治を第一代民族政策と位置付ける。その上で、エスニックグループの意識と56の民族観念を薄れさせ、中華民族の身分意識と身分アイデンティティを強化し、中華民族一体化と国家アイデンティティを推進する政策を第二代民族政策とした上で、第一代から第二代への民族政策の転換を提起する。第二代民族政策の指導思想は、アメリカにおける「民族の坩堝（るつぼ）」をモデルとし、いかなる族群も自己の歴史的領域内に塊となって帰属することを認めないものである。

胡錦濤政権から習近平政権へ移行するにつれて、民族政治の一部の研究者から現行の民族区域自治制度の変革を促すような論議が提起されてきたが、民族法の研究者の視点は、基本的に民族区域自治法の問題点を補いながら、制度自体を存続させる見解が主流である。例えば、民族法制から民族法治への移行に関して、「法制が法治の前提であり、それに呼応して民族法制は民族法治の前提である⁵⁶」との見解に立ちながら、立法の分野において、民族区域自治法を徹底的に実施できる一連の法規及びその他実践に必要な民族法律法規を制定することが民族法制建設を完備する上で必要となる点を指摘し、「その土地の事情に適した措置をとるべく、現地の民族あるいは当該地域が長い間発展するのに相応しい具体的な規章又は条例を制定することで、民族区域自治法が真正に実現されうる⁵⁷」ことを指摘する見解がある。

とりわけ問題となるのは少数民族の慣習ないし慣習法⁵⁸と国家法の抵触問題であるが、慣習の法治化の問題に焦点を当て、チベット族の民事慣習⁵⁹を題材にしながらか民族慣習の判別すなわち「民族慣習に対して科学的な判別を行い、劣後した消極的な糟粕を取り除き、価値を有し、生命力を有する精華を吸収する過程⁶⁰」を提起する見解もある。

習近平が直接的に民族法制や民族法治に言及した講話等は確認できないが、2014年9月28日「中央民族工作会議及び國務院第6回の全国民族團結進歩の表彰大会での講話」では、「ひたすら法律に対する信条を確立し、各民族の大衆が意識的に法律に基づいて物事を処理してこそ、民族團結は保障がなされ、民族関係も堅固になりうる。民族の要素に関連する矛盾と問題は、少なからず大衆が法を理解せず、あるいは法律を守らないことによって引き起こされる」と指摘する。その

上で、「これらの矛盾と問題は、『民族』の字句を有するが、しかしすべてが民族問題というわけではない。各民族の大衆の法律意識を強化し、法の前では誰しも平等であることが理解され、法律を超越する特権は誰も有しない」として、民族問題と法律問題を区別すべき旨を明示した。また同会議では、民族区域自治制度についても中国の一つの基本的な政治制度であり、中国の特色ある民族問題解決の正しい方向である旨を強調している。

もっとも、習近平の指導体制は、「依法治国」だけを貫徹実行するわけではなく、「依法治国の決定」の中では、「以德治国」にも言及しており、「法によって国を治めることと徳をもって国を治めることを結合する。国家と社会の統治には、法律と徳徳が共同で役割を果たす必要がある。法治を進める一方で徳治も進め」としながら、「法治をもって道徳理念を実現し、法律の道徳建設に対する促進作用を強化し、道徳をもって法治精神に滋養を与え、道徳の法治文化に対する支えの役割を強化し、法律と道徳が互いに助け合い互いに補完し、法治と徳治が互いに補完し合うことによって結果がますます良くなることを実現する」と明示されている。

また、実事求是についても、「中国の実情に合った中国の特色ある社会の発展法則を体現した社会主義法治理論を形成し、法による国家統治に理論的指導と学術的な支えを与える。中華の伝統における法律文化の本質を捉え、国外の法治の有益な経験に学ぶことを促進する一方、海外における法治の理念やモデルをそのまま真似ることは回避する」旨を明示する。

2016年8月に開催された「民族法制文化と司法実践検討会」において、最高人民法院の院長の周強は、「民族法制文化研究を強化し、絶えず民族地区の裁判工作水準を高める」ことを強調しつつ、「絶えず党の民族工作に関する方針、政策を堅持し、民族区域自治制度が一つの基本的な政治制度であることを堅持し、国家法制の統一、尊厳、権威を擁護し、中国の特色ある社会主義法治の道を逸脱することなくしっかりと方向を定め、民族法制文化建設の正しい政治の方向を確保しなければならない」と述べ、民族区域自治制度の堅持について明確に述べている⁶¹。

2001年に民族区域自治法が改正されて以降、民族区域自治の希薄化につながる議論が目目されてきたが、その一方で、最近では新たな問題提起を評価しながらも議論の過熱を抑えるような見解⁶²も見受けられる。以上の諸点に鑑みると、民族区域自治制度は、少なくとも習近平体制の下で堅持されていくものと解される。

むすびにかえて

中国の経済成長が拡大するにつれ、国際的潮流への接近を試みてきた中国政府の方針は、むしろ自らが世界の基軸となって規準を作り出す方向に転じてきた。「持続可能な発展戦略」は、「中国アジェンダ21」を基礎とするものであり、中国が社会体制を転換するに際して将来の方向性を示したものである。そこで基盤となる「持続可能な発展」の概念は、ブルントラント委員会が提起した「持続可能な発展」を参考にしたものであるが、中国の特色を有する内容に改められてブルントラント委員会が提起したものと異なるものに変化している。

民族政策の観点からみると、「持続可能な発展」は、本来、民族文化の多様性を擁護する基盤となる思想であるが、「依法治国」は逆に中華民族の一体性を強調する面がある。それゆえ、中

国における「持続可能な発展戦略」は、実施規定の第5条に「持続可能な発展」の文言を盛り込む上での大きな拠り所になったと推測される。しかしながら、「依法治国」が強調されるにつれて登場してきた「民族法治」に関しては、反腐敗を掲げて少数民族の内部関係にまで介入し、法律制度に依拠した統治を強行に推進するかのような議論もある。そして、それに呼応するかのようになり、民族区域自治の希薄化につながるような見解も目立つようになってきた。「行動綱要」と「実施報告」の中に、民族区域自治についての記述がないことも、民族区域自治の希薄化につながる議論を展開させやすい状況を作り出していると解することもできる。

つまるところ、「持続可能な発展」と「依法治国」は、いずれも中国が共産党の指導体制の下で持続可能な国家統治を実現するための手段であるが、基本的に民族関係の安定化に重きをおく習近平体制は、仮に少数民族幹部が慣習ないし慣習法に依拠して政治腐敗の温床を維持したとしても、それは基本的に法律問題として処理をし、民族問題として取り上げないと考えられる。これからも民族区域自治制度の代替案の提起がなされる可能性はあるが、中国政府は民族区域自治制度を民族政策の基本として堅持し、徒にこの制度の変革を唱えて民族関係を緊張させるような選択はしないものと推測される。

とはいえ、少数民族の漢語教育が浸透し、西部大開発を契機とする経済的なこ入れが少数民族地域で功を奏し、さらに人々の移動による民族の交錯雑居が進展するにつれ、再び民族区域自治の希薄化につながる議論が展開される可能性も残されている。

注

- (1) 法によって国を治めるの意。中国の「依法治国」や「法治」が“rule of law”と“rule by law”のいずれであるかについて見解が分かれるが、中国では「依法治国」や「法治」の訳語として“rule of law”を使用し、「法制」に“rule by law”を当てる場合がある。
- (2) 人民を根本利益とするの意に解され、「三つの代表」の指導思想と相通ずるように見えるが、いずれの思想も国連が1995年の国連社会開発サミットで「人間開発」の考えを基に打ち出した「人間中心の開発」(human-centered development)を手がかりにするものと考えられる。
- (3) 民族法制とは、民族関係の調整を目的とする法律制度をいう。詳しくは、小林正典『中国の市場経済化と民族法制－少数民族の持続可能な発展と法制度の変革』法律文化社、2002年3月、16頁～52頁を参照。
- (4) 楊萍は、民族法制を静態（民族問題を処理する法律、法規、規章制度の総和）と動態（民族問題に関する立法・司法・執法・守法及び法律実施に対する監督等の一連の段階）に分け、民族法治については「民族地区が如何にして法に依る統治を実現するかを指すもの」とする。詳しくは、楊萍「從民族法制到民族法治的幾点思考」『鄖陽師範高等專科學校學報2011年第1期』2011年2月15日、107頁。
- (5) 『われら共有の未来』では、この概念を「将来の世代が自らのニーズを充足する能力を損なうことなく、今日の世代のニーズを満たすことである」と説明しており、貧困地域の人々

- に関しては、「ニーズ、特に世界の人々に欠くことのできないニーズの概念。これには最優先の順位を与えるべきである」とする。D. W. ピアス・A. マーカンジャ・E. B. パービア共著、和田憲昌訳『新しい環境経済学』ダイヤモンド社、1994年、202頁。
- (6) 1992年11月18日から20日にかけて武漢大学で「環境法国際学術研究討論会」が開催された。これは、国家教育委員会と国家環境局の承認を経て国家環境保護局武漢大学環境法研究所が主催した国際シンポジウムであり、中国国外からはイギリス、日本、アメリカ、カナダ、オーストラリア等の国と国連の環境部門等の国際組織80余りが参加した。この会議では、「環境法と持続可能な発展の関係は十分に密接であり、持続可能な発展の戦略でもって環境法の目標、任務及び原則を確定し、環境立法の整備が持続発展戦略の実現に役立つようにしなければならない」旨が確認されている。「環境法国際学術研究会」王子強・楊朝飛主編『中国環境年鑑1993』中国環境科学出版社、1993年、132頁。
- (7) 江沢民講話では「現代化建設において、持続可能な発展を実現することを重大戦略としなければならない。人口をコントロールし、資源を節約し、環境を保護することを重要な位置に置き、人口増加と社会生産力の発展が相互に適応するようにし、経済建設と資源、環境が相互に協調するようにし、良好な循環を実現しなければならない」とされた。
- (8) 「小康社会」とは、いくらかゆとりのある社会の意。
- (9) 中国アジェンダ21は、20章、78の方案領域によって構成され、環境保護にとどまらず、経済と社会の問題に関わる広範な内容を含んでおり、大別すると、第一部「持続可能な発展の全体戦略と政策」（主に1章・2章・3章・5章・6章・20章）、第二部「社会の持続可能な発展」（主に7章・8章・9章・10章・17章）、第三部「経済の持続可能な発展」（主に4章・11章・12章・13章）、第四部「資源の合理的な利用と環境保護」（主に14章・15章・16章・18章・19章）という四つの分野に区分できる。
- (10) 『中国21世紀議程－中国21世紀人口、環境與發展』白皮書簡介 張力軍主編『中国環境年鑑1994』中国環境年鑑社、1994年、97頁。
- (11) 同上。
- (12) 例えば、2.4(b)「持続可能な発展の能力建設を強化する。特に社会、経済の持続可能な発展の行為を規範化する政策体系、法律法規体系、戦略目標指標体系の建設」、2.13(d)「徐々に国家の持続可能な発展の政策体系、法律体系を確立し、持続可能な発展を促進することができる総合的政策決定メカニズムと協調管理メカニズムを創設する」、2.14「現行の政策と法規に対する全面的評価を展開し、持続可能な発展の法律、政策体系を制定し、経済、社会及び環境の間の関係と協調を際立たせる。法規の拘束、政策による指導及びコントロールを通じて、経済及び社会と環境の協調発展を推進する」、2.17「法制を健全化し、管理を強化し、法律と必要な行政手段を運用して持続可能な発展を保障する」、2.17(a)「持続可能な発展の法律体系を確立するとともに、国際法とのつながりに注意する」、2.35「国際社会化の発展と環境分野との情報交流を強化し、国際的先進の経験を吸収し、中国の法規、政策と管理体系を完備する」等。
- (13) 潘宗靈「從『中国21世紀議程』看法律的作用」『中国法学1994年第5期』1994年10月9日、58頁～59頁。

- (14) 同上、59頁。
- (15) 龐德『法理学』（英字本）1959年版第1巻、15頁。Pound, R. (1959) *Jurisprudence*, Vol.1, p.15.
- (16) 富勒『法律的道德性』（英字本）1977年版、106頁。Fuller, Lon L. (1977) *The Morality of Law*, p.106.
- (17) 潘宗靈、前掲13)、59頁。
- (18) 同上、60頁。
- (19) 同上、62頁。
- (20) 第一に、持続可能な発展の立法を強化し、関連する法律制度を完備すること。第二に、持続可能な発展を原則とし、人口、資源、生態環境、自然災害防止処理及び情報資源の享受と利用等の分野の法規を制定し完備すること。第三に、市場経済の運行規律と世界貿易機関の規則に基づいて、関連する法規の改正を行うこと。第四に、持続可能な発展の法律実施の保障体系を構築して整備し、厳格に法によって行政をし、法律執行の監督を強化し、持続可能な発展の各法律制度が実施できることを切実に保証すること。
- (21) 行政手段を運用し、持続可能な発展の総合的政策決定の水準を高めること。
- (22) 経済手段を運用し、持続可能な発展に有利な投資メカニズムを確立すること。
- (23) 科学技術教育手段を運用し、持続可能な発展を推進するための強力な支えを提供すること。
- (24) 模範表示手段を運用し、重点的区域と領域の試験的な模範表示工作をしっかりと行うこと。
- (25) 国際協力を強化し、持続可能な発展のための良好な国際環境を創造すること。
- (26) 小林正典、前掲書3)、10頁～11頁。
- (27) 第一章「総論」、第二章「経済構造調整と発展方式の転換」、第三章「人的発展と社会の進歩」、第四章「資源の持続可能な利用」、第五章「生態環境の保護と気候変動への対処」、第六章「持続可能な発展の能力建設」、第七章「国際協力」、第八章「国連の持続可能な発展会議に対する原則的立場」。
- (28) 第一章では、中国が実施する「持続可能な発展戦略」の進展、直面する情勢挑戦及び戦略的配置に対して全体的に概説する。第二章から第五章にかけては、中国が推進する持続可能な発展の経済、社会、環境の三本柱建設に対する努力と進展について詳細に解説する。主な内容は、経済構造の調整と発展方式の転換、人的発展と社会の進歩、資源の持続可能な利用、生態環境の保護と気候変動への対応。第六章と第七章では、持続可能な発展の能力建設、国際協力、国際環境発展条約の履行等の分野において中国が獲得した進展を紹介する。最後に第八章では、国連の持続可能な発展会議の目標とテーマに対する中国の基本的立場、若干の重点領域に対する基本的な見方を詳しく解説する。
- (29) 原語は「内涵」。ここでは「持続可能な発展」の概念がもつ共通の性質を指すと解される。
- (30) 発生源での抑制の意。
- (31) 生産工程の自動的な制御の意。
- (32) 工場や事業場の内部で発生した有害物質を最終的に外部に排出しない方法。
- (33) 業務処理の過程全体を総合的に合理化し改善すること。
- (34) 2016年4月25日「中国新聞網」(<http://www.chinanews.com/>)。

- (35) 「有法可依、有法必依、執法必嚴、違法必究」(従うことのできる法があり、法に必ず従わなければならない、法を厳格に運用しなければならない、違法行為は必ず追求されなければならない)。
- (36) 「法があっても守らない、法の実施が厳しくない、違法行為の追及が不十分」の意。
- (37) 「法に必ず従わなければならない、法を厳格に運用しなければならない、違法行為は必ず追求されなければならない」の意。
- (38) 仁井田陞『補訂中國法制史研究、刑法』東京大學出版會、1980年、402頁。
- (39) 北方遊牧民系の異民族に対して採用した統治政策であり、現地の支配者の統治権を一定程度まで認める形態をとる。なお、羈縻とは馬や牛をつなぎ止めておくことの意。
- (40) 西南地域の少数民族の首長に官職を授けてその地の人民を支配させた制度。
- (41) 周辺異民族の支配階級と姻戚関係を結んで友好関係を維持した政策。
- (42) 楊昌儒『民族政策学』貴州民族出版社、1998年、151頁～161頁。
- (43) 例えば、瓦琪爾「建立健全民族法制」『内蒙古社会科学(漢文版)1981年第3期』1981年6月25日、43頁～45頁。今日、「依法治国」と「民族法制」又は「民族法治」に関する研究において指摘される問題点の多くが、すでにこの論文の中で指摘されている。
- (44) 小林正典、前掲書3)、282頁。
- (45) 正式な名称は、「國務院實施『中華人民共和國民族區域自治法』若干規定」。
- (46) 「實施規定」の内容については、小林正典「中国民族法制の新展開」『一橋法学第5巻第1号』(2006年3月、79頁～101頁)を参照。
- (47) 毛公寧「我国民族法制建設的重要成果」『中国民族2005年第10期』2005年10月6日、8頁。
- (48) 小林正典、前掲46)、91頁。
- (49) 烏力更「民族区域自治制度不可或缺的三要素」『中国民族報』2013年10月18日。
- (50) 敖俊德「民族区域自治構成應是五要素－與烏力更同志商榷」『中国民族報』2013年12月7日。
- (51) 王允武・王傑「2013年中国民族法学研究述評」『民族学刊2014年第4期』2014年9月3日64頁～65頁。
- (52) 朱倫「自治與共治：民族政治理論新思考」『民族研究2003年第2期』2003年3月25日、1頁～18頁。なお、朱倫は「共治」の用語について同論文の1頁脚注において、「“共治”(jointnomy)の言葉は、大多数の状況下においてautonomyと相対する概念であり、時にはco-governance, shared-rule, co-administration等の専門用語を使用する必要がある」と述べている。
- (53) 杜宴林・才聖「民族区域自治制度的源與流－知識譜系的考察」『法制與社会發展2013年第4期』2013年7月10日、154頁～160頁。
- (54) 張殿軍「民族自治地方自治權的功能、限度及價值取向」『學術界2013年第9期』2013年9月15日、44頁～53頁。
- (55) 詳しくは、胡鞍鋼・胡聯合「第二代民族政策：促進民族交融一体和繁榮一体」『新疆師範大學學報(哲学社会科学版)2011年第5期』(2011年9月30日、1頁～12頁)。
- (56) 楊萍、前掲4)。
- (57) 同上、108頁。

- (58) 中国の民族慣習法（原語は「習慣法」）については、小林正典「中国少数民族の慣習法序論－民族法制との関連分野を中心に」『一橋論叢第124巻第1号』（2000年7月、219頁～227頁）を参照。
- (59) 青海チベットの賠命価（人命金）と国家法律制度との関係を考察したものとして、小林正典「青海チベットの賠命価－その今日的意義と課題」西村幸次郎編著『中国少数民族の自治と慣習法』成文堂（2007年、112頁～156頁）。
- (60) 趙明霞・陳隆建「藏族民事習慣的法治化建設路径」『雲南大学学报法学版第2015年第1期』2015年2月15日、123頁。
- (61) 2016年8月25日『人民法院報』第一面。
- (62) 例えば、第二代民族政策を評価する馬戎は「我々が“一体”を強調するとき、同時に“多元”にも配慮しなければならない」としながら、大漢族主義への注意喚起を図っている。詳しくは、馬戎「如何進一步思考我国现实中的民族問題－關於“第二代民族政策”的討論」『中央民族大学学报（哲学社会科学版）2013年第4期』（2013年7月15日、5頁～10頁）を参照。